(経済産業委員会)

エ ネ ・ルギー 環 境適 合 I製品の 開 発及び 製造を行う事業の 促 進に関 する法 律 案(閣法第三〇号)(衆

議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 内 外 に お け るエネ ・ルギー をめぐる経済 的 社 会的 環境 の変化 に伴 ١١ エネ ル ギー 環 境 適 合製 品

を 開 発 ŕ 及 び 製造 する 事 業 の 重 要 性 が 増 大してい ることに か hが み、 こ れら の 事 業 の 実 施 に 必 要 な 資 金 の

調 達 の 円 滑 化 に 関 す る 措 置 及 び エ ネ ル ギ Ĺ 環 境 適 合 製 品 の 需 要 の 開 拓 を 义 る た め の 措 置 を 講 ず るこ とに ょ

ij 当 該 事 業 の 促 進 を 図 Ď もっ て 我 が 国 産 業 の 振 興 を 通じ て 玉 民 経 済 の 健 全 な発展 に 寄 与 することを目 的

とす る も の で あ ı) そ の 主 な 内容 は 次のと お ij である。

一、定義

こ の 法 律に お いて「 エネルギー 環 境 適 合製品」 を、 次のように定義する。

1 非 化 石エネルギー 源 から電気若しくは熱を得るため、 又 は 燃料 を製造するために 用い られる機器、 装

置 又 は設備であっ て、 電 気若 しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができる

ものとして主務大臣が定めるもの

- 2 機 械 類で あ っ て、 エ ネ ル ギー の 消 費 量 ح の 対 比 に お け る そ の 性 能 の 向 上 の 程 度 が 高 しし と認 め 5 れ る も
- の لح し て 主 務 大 臣 が 定 め る も **ത**

3

で

あ

て、

そ

用

に

U

て

の

エ

ネ

ル

の

消

費

に

係

る

環

^

の

負

荷

の

程

度

L١

لح

認

め

5

n

- 機 械 類 っ の 使 際 ギー 境 が 低
- る も の لح し て 主 務 大 臣 が 定 め る も の
- 主 務 大 臣 が 定 め る も の

4

専

5

1

か

5

3

ま

で

に

掲

げ

る

製

品

に

使

用

さ

れ

る主

要

な 部

分

品

と し

て

開

発

れ

又

は

製

造

さ

れ

る

物

ح

L

7

- 5 専 5 1 か 5 3 ま で に 掲 げ る 製 品 とと も に 使 用 す る た め に 開 発 さ 'n 又は 製 造 さ れ る 機 械 類 で あ て
- 当 該 製 品 の 使 用 に 必 要 な も の لح U て 主 務 大 臣 が 定 め る も ഗ
- 資 金 調 達 の 円 滑 化
- 工 ネ ル ギ 環 境 適 合 製 品 の 開 発 製 造 を 行 う事 業 のうち、 技 紨 革 新 の 進 展 に 即 応 L た 高 度 な 産 業 技 紨 を
- 利 用 す ることに ょ ı) 技 紨 の 水 準 の 著 し ١١ 向 上 又 は 新 た な 事 業 の 創 出 を も たらすことが 見 込 ま れ る も の そ
- **ഗ** 他 の 我 が 玉 産 業 活 動 の 発 達 及 び 改 善に 特 に 資 す る 特 定事 業 を 行う も の として、 主 務 大 臣 か 5 事 業 計 画 **ഗ**
- 認 定 を 受 け た 事 業者に対 U て、 株 式 会 社 日 本政 策 金 融 公庫 に ょ る指定 金 融 機 関 を 通 じ た 低 利 か つ 툱 期 の 箵

金供給が可能となる制度を創設する。

三、需要の開拓

中 小 企 業 等 に よるリ ĺ ス 契 約 を 用 L١ たエ ネ ルギー 環 境 適 合製 品 の 利 用 促 進 の た め、 経 済 産 漢大臣 が 指 定

す る 需 要 開 拓 支援法 人が 当 該 IJ ス契約 に つ しし て の 保 険 引 受け を 行 う新 た な 保 険 制 度 を 創 設 す

四、国の責務

玉 は エ ネ ル ギー 環 境 適 合製 品 に 係 る 規 制 の 在 1) 方 につ しし て 検 討 を 加 え、 必要 が あ ると 認め るとき は

そ の 結 果 に !基づ l١ て 所 要 の 措 置 を 講ず るととも に エ ネ ル ギー 環 境 適 合 製 品 の 開 発 又 は 製 造 の 事 業を行 う

者 に 対 U て、 必 要 な 施策 を 総 合的 に 推 進 するように 努 め るู้

五、附則

1 こ の 法律 ば 公 布 の 日から起算して六月を超 え な ١J 範 井 内 に お ١J て 政令で定める日 か ら施 行する。

2 政 府 ίţ こ の 法 律 の 施 行 後 五 一年を経 過 U た 場 合におい て、 内 外 の 経 済 情 勢 の 変化 を 勘 案しつつ、この

法 律 の 施 行 の 状 況 につい て 検 討を加 え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいてこの法 律 の 廃

止を含めて見直しを行う。